

日本海水学会会則

(平成 28 年 6 月 9 日 改正)

第 1 章 総 則

- (名 称)
第 1 条 本会は「日本海水学会」(The Society of Sea Water Science, Japan)と称する。
- (事務所)
第 2 条 本会は事務所を神奈川県小田原市酒匂 4-13-20 公益財団法人 塩事業センター 海水総合研究所内に置く。
- (目 的)
第 3 条 本会は塩および海水に関する科学技術の進歩発達ならびに普及を図ることを目的とする。
- (事 業)
第 4 条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。
- (1) 塩および海水等の科学技術に関する調査研究
 - (2) 年会、講演会、研究会等の開催
 - (3) 会誌および図書の刊行
 - (4) 会員の顕著な業績に対する表彰
 - (5) その他本会の目的達成に必要な事項
- (運営細則)
第 5 条 本会則の施行に必要な事項は細則または規約によって定める。

第 2 章 会 員

- (会 員)
第 6 条 本会の会員は、正会員、学生会員、研究室会員、維持会員、名誉会員および特別会員とする。
- (会員の資格)
第 7 条 正会員は次の資格の 1 つをそなえ、本会の目的に賛同する個人とする。
- (1) 塩または海水について学識または経験のある者
 - (2) 塩または海水に密接な関係のある者
- 2 学生会員は大学またはこれに準ずる学校に在籍する学生とする。ただし、大学院生も含めるものとする。
 - 3 大学またはこれに準ずる学校に勤務の正会員は、所轄の研究室に所属する学生を人数に関係なく研究室会員とすることができる。なお、学生には大学院生も含めるものとする。ただし、研究室会員には臨

時総会の請求権および総会における表決権を付与しない。

- 4 維持会員は本会の目的に賛同し、その維持に協力する団体または個人とする。
- 5 名誉会員は本会または本会に関連する科学技術の分野において顕著な功績のあった者で理事会が推薦し、評議員会において承認された者とする。
- 6 特別会員は正会員の中から事務局が推挙し、理事会において承認された者とする。

(入 会)

- 第 8 条 本会に入会を希望する者は所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員はこれを必要としない。

(会 費)

- 第 9 条 会員は次の会費を納めなければならない。会費は前納とし、また既納の会費はこれを返納しない。
- | | | |
|-----------|----------|----------|
| (1) 正 会 員 | 年 額 | 6,000 円 |
| (2) 学生会員 | 年 額 | 3,000 円 |
| (3) 研究室会員 | 研究室単位で年額 | 3,000 円 |
| (4) 維持会員 | 1 口年額 | 10,000 円 |

(退 会)

- 第 10 条 退会を希望する者は本会に通知し、もし会費に未納があるときはこれを完納しなければならない。
- (除名または除籍)

- 第 11 条 会員で本会の名誉または信用をそこなう行為があったと認められる者は、理事会および評議員会で審議し、総会の決議によりこれを除名する。また、会費を 2 年以上滞納した者、所在不明となり 1 年以上経過した者は理事会の決議によりこれを除籍することができる。

第 3 章 役員および評議員

(役員および評議員)

- 第 12 条 本会に次の役員をおく。
- | | | | |
|----|-----|-----|-----|
| 会長 | 1 名 | 副会長 | 3 名 |
| 参与 | 若干名 | | |
| 理事 | 若干名 | | |
| 監事 | 2 名 | | |
- 2 本会に 60 名以内の評議員をおく。

3 役員および評議員はすべて会員の中から選ぶものとし、互にその職を兼ねることはできない。

(顧問)

第13条 理事会の推薦によって本会に顧問をおくことができる。

(選任)

第14条 評議員は選挙により選出する。ただし、総会の決議をもって選挙にかえることができる。

2 役員は理事会で推薦し、評議員会で選出するとともに、総会に報告する。

(前会長)

第15条 会長であった者は前会長とする。

(任期)

第16条 役員および評議員の任期は2カ年とし、再任を妨げない。なお、必要に応じて補充したときの後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第17条 役員は評議員会の決議により解任することができる。

(職務権限)

第18条 会長は本会を代表し会務を総理し、理事会、総会および評議員会において議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 参与は会長の諮問に応じて会務の審議に参画する。

4 理事は会長の命を受けて会務を処理する。なお、理事(総務)は理事を代表し総会、理事会、評議員会、表彰審査委員会の運営業務等の全般に亘り総合的な判断、調整を行う。

5 監事は会務を監査し、その結果を理事会、評議員会および総会に報告する。

第4章 評議員会および理事会

(評議員会)

第19条 評議員会は総会前または理事会が必要と認めるとき、監事または10名以上の評議員から会議の目的である事項を示して請求があったとき会長がこれを召集する。

(評議員会の構成)

第20条 評議員会は会長、副会長および評議員をもって構成し、重要会務を審議する。ただし、前会長、参与、理事、監事、顧問および名誉会員は評議員会に出席して意見を述べることができる。

(評議員会の審議および決議・承認事項)

第21条 評議員会は次の事項を審議する。

(評議員会の審議事項)

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 支部の設置・改廃・運営に関する事項
- (3) 研究会の設置・改廃・運営に関する事項
- (4) 会則・細則の変更、諸規程の制定・改廃に関する事項
- (5) 被表彰者の決定事項の報告
- (6) 臨時総会開催の決定に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

2 (評議員会の決議・承認事項)

- (1) 役員の選出ならびに解任に関する事項
- (2) 名誉会員の承認

(評議員会の定足数)

第22条 評議員会は構成員の1/2以上の出席がなければ議決することができない。ただし、欠席者は委任状により表決権を行使することができる。

この場合有効に表決権を行使した者は出席者とみなす。

(評議員会の議決定足数)

第23条 評議員会の議事は行使された表決権の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

(理事会)

第24条 理事会は、原則として1年に3回会長が召集する。ただし、会長は必要に応じて代表理事会の設置および召集を行うことができる。

(理事会の構成)

第25条 理事会は会長、副会長および理事をもって構成する。ただし、前会長および参与は出席して意見を述べることができる。

(理事会の審議および決議事項)

第26条 理事会は次の事項を審議する。

- (1) 総会および評議員会に付議する事項
- (2) 役員および評議員の候補者の選考に関する事項
- (3) 名誉会員および顧問の推薦に関する事項
- (4) 特別会員の承認に関する事項
- (5) 入会の承認に関する事項
- (6) 会則・細則の変更および諸規約の制定・改廃に関する事項
- (7) 支部、研究会の設置、改廃および運営に関する事項
- (8) 総会、評議員会および講演会等の準備に関する事項

(9) その他必要と認める事項

2 (理事会の決議事項)

- (1) 委員会の設置、改廃および運営に関する事項
- (2) 調査、研究の委託および受託の決定に関する事項
- (3) 入会の承認に関する事項

(支部)

第 27 条 本会の事業を遂行するため、理事会および評議員会の審議を経て総会の決議により支部をおくことができる。

(各種委員会および研究会、若手会)

第 28 条 本会の事業を遂行するため、理事会および評議員会の審議を経て総会の決議により表彰審査委員会、編集委員会、研究委員会、その他委員会および研究会を設けることができる。

- 2 若手研究者・技術者の活動の活性化をはかるため、理事会および評議員会の審議を経て総会の決議により若手会を設けることができる。

(調査、研究の委託および受託)

第 29 条 本会の事業を遂行するため必要と認めるときは、会長の承認により調査および研究を委託することができる。

- 2 本会对し、調査および研究の依頼のあるときは、会長の承認によりこれを受託することができる。

第 5 章 総 会

(総 会)

第 30 条 総会は通常総会および臨時総会とする。

(通常総会)

第 31 条 通常総会は毎年 1 回会長が招集し、次の事項を審議し議決する。

- (1) 理事会、評議員会で審議後、提案された事項
- (2) 前年度事業報告および収支予算の議決に関する事項
- (3) 新年度事業計画および収支予算の議決に関する事項
- (4) 評議員の選出に関する事項
- (5) 役員を選出、解任および被表彰者決定の報告に関する事項
- (6) 会則・細則の変更および諸規約の制定・改廃に関する事項
- (7) 支部の設置・改廃・運営に関する事項
- (8) 研究会の設置・改廃・運営に関する事項
- (9) その他必要と認める事項

(臨時総会)

第 32 条 臨時総会は次の場合に会議の目的を示して会長が召集する。

- (1) 評議員会で必要と認めた場合
- (2) 会員の 1/5 以上から会議の目的である事項を示して請求があった場合
- (3) 監事から請求があり評議員会で認めた場合

(総会の定足数)

第 33 条 総会は会員の 1/10 以上の出席がなければ決議することができない。欠席会員は委任状により表決権を行使することができ、出席者数として数えることができる。

(総会の議決定足数)

第 34 条 総会の議事は行使された表決権の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第 6 章 会 計

(事業年度)

第 35 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(決 算)

第 36 条 理事(会計)は収支決算、年度末貸借対照表および財産目録を作り、理事会に付議し監事の監査を経なければならぬ。

(予 算)

第 37 条 理事(会計)は事業年度の初めに収支実行予算を作り、理事会の承認を経なければならぬ。

(資 産)

第 38 条 本会の資産は次に掲げるものからなる。

- (1) 財産目録記載の資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付による金品
 - (4) 受託調査研究費
 - (5) その他の収入
- (金品の寄付)

第 39 条 本会对する金品の寄付は、理事会の承認を経て受領することができる。

第 7 章 会則の変更ならびに解散

(会則の変更)

第 40 条 この会則は理事会および評議員会の審議を経て総

会の議決を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 41 条 本会の解散は理事会、評議員会および総会において出席会員の 4/5 以上の同意を受けなければならない。

(財産の処分)

第 42 条 本会解散の場合における残余財産の処分は解散を議決した際の総会の決議による。

第 8 章 付 則

第 43 条 本会則は、総会の議決があった日から施行する。
(平成 28 年 6 月改訂)

細 則

(総 則)

第 1 条 本会の運営は会則および本細則による。

第 2 条 この細則を変更しようとするときは理事会および評議員会の審議を経て総会の決議によらなければならない。

(会 員)

第 3 条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に氏名、生年月日、事務所または勤務先、職名、履歴の概略、その他必要な事項を記載して申込まなければならない。

第 4 条 会員の入会を理事会で承認したときは、直ちにこの旨を本人に通知する。

第 5 条 名誉会員を評議員会において承認したときは、会長よりその旨を本人に通知する。

第 6 条 特別会員を理事会において承認したときは、直ちにこの旨を本人に通知する。

第 7 条 会員は別に定める投稿規約に従って報文その他を会誌に投稿することができる。

第 8 条 会員は本会の主催する研究技術発表会でその研究を発表することができる。

第 9 条 会員は会誌の配布をうけ、かつ本会の行う行事に参加することができる。

第 10 条 会員の入会、退会および死亡等の場合は会誌に掲載する。

第 11 条 正会員または学生会員が住所、氏名を変更したとき、および維持会員が名称、所在地、代表者を変更したときは本会に通知しなければならない。

2 研究室会員は、研究室単位で学生名簿を年度毎

に本会に通知しなければならない。

(会 費)

第 12 条 会費は1カ年分を前納するものとする。ただし、名誉会員、元会長、前会長および特別会員からは会費を徴収しない。

2 入会の承認を得た新規会員は、直ちに当該事業年度の会費を納めなければならない。

第 13 条 会費の滞納が2年以上に及ぶ会員は、理事会の決議によりこれを除籍することができる。

(会誌の発行その他)

第 14 条 本会は会誌「日本海水学会誌」を発行し、隔月1回会員に無料配布する。ただし、研究室会員には研究室単位で1冊を配布する。

第 15 条 会誌の編集および発行は別に定める規約に基づき編集委員会において行う。

第 16 条 本会は会誌のほか理事会の決議により有益と認められる印刷物を発行することができる。

第 17 条 会誌および刊行物の寄贈、交換その他の処置は理事会の承認を経て行う。

(役員等の選挙)

第 18 条 評議員選挙の有権者は、その年の4月1日現在における下記の者とする。

- (1) 名誉会員、特別会員及び正会員
- (2) 会員が5口につき1名の割で指定した者
(ただし、端数は1名とみなす)

第 19 条 理事会は前条の選挙に先立ち、評議員 60 名以内の候補者を選考し、その旨を有権者に通知する。

第 20 条 有権者は前条の候補者を参考にして、無記名文書投票により評議員を選挙する。ただし、候補者以外の会員を選挙することを妨げない。

第 21 条 前条の投票の開票は、理事会において監事立会のうえこれを行う。

2 第 1 項により有効投票数の過半数を得た者を当選者とする。

第 22 条 会則第 14 条第 1 項により総会の決議をもって選挙に代えるときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を得るものとする。

第 23 条 役員はその年の4月1日現在における評議員により選出のうえ、総会に報告する。

第 24 条 役員および評議員に選出された者には直ちにその旨を本人に通知する。

第 25 条 役員および評議員は任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

(表 彰)

第 26 条 会則第 4 条第 4 号により顕著な業績のあった者を別に定める規約に基づき表彰することができる。

(理事会の構成および分担)

第 27 条 理事会に総務、企画、広報、編集、研究、会計、会員、交流の各担当理事をおき、担当する事務を分担する。ただし、副会長は担当を兼務することができる。

第 28 条 理事(総務)は会則 18 条 4 項に定める事務を分担する。

第 29 条 理事(企画)は次の事務を分担する。

- (1) 本会の新事業および行事实施に関する事項
- (2) 表彰に関する事項
- (3) その他企画立案に関する事項

第 30 条 理事(広報)は次の事務を分担する。

- (1) 会員および団体相互の連携に関する事項
- (2) 講習会、講演会および研究会等の広報に関する事項
- (3) その他広報活動に関する事項

第 31 条 理事(編集)は次の事務を分担する。

- (1) 編集委員会に関する事項
- (2) 会誌および図書の刊行に関する事項
- (3) 投稿、査読者選定等に関する事項
- (4) その他編集に関する事項

第 32 条 理事(研究)は次の事務を分担する。

- (1) 研究委員会に関する事項
- (2) 各研究会の活動状況に関する事項
- (3) その他研究会活動に関する事項

第 33 条 理事(会計)は次の事務を分担する。

- (1) 会費、購読料の徴収に関する事項
- (2) 物品の購入および保管に関する事項
- (3) 現金の出納および保管に関する事項
- (4) 予算および決算に関する事項
- (5) 会計帳簿および証書類の整理に関する事項
- (6) 財産の管理に関する事項
- (7) 委託および受託契約の締結に関する事項
- (8) その他会計に関する事項

第 34 条 理事(会員)は次の事務を分担する。

- (1) 会員の構成に関する事項
- (2) その他会員増強に関する事項

第 35 条 理事(交流)は次の事務を分担する。

- (1) 国際会議等の情報収集および連携に関する事項
- (2) 他学会等との連携に関する事項
- (3) その他団体相互の連携に関する事項

(事務局の設置および分担)

第 36 条 事務局を本会事務所におく。

第 37 条 理事(庶務)は事務局に係る次の事務を分担する。

- (1) 会印の保管に関する事項
- (2) 記録の整理保管に関する事項
- (3) 会員の入会、退会および会員名簿の整理に関する事項
- (4) 臨時職員の採用および就業に関する事項
- (5) 選挙に関する事項
- (6) 文書および図書の発受に関する事項
- (7) その他理事分担以外の事項

(職員及び報酬)

第 38 条 本会役員の職務を補佐するため、予算の範囲内で有給職員または嘱託員をおくことができる。

第 39 条 役員および委員には理事会の承認により報酬を支給することができる。

(付 則)

第 40 条 本細則は総会の議決のあった日から施行する。

(平成 25 年 6 月改訂)

表 彰 規 約

(総 則)

第 1 条 会則第 4 条第 4 号および細則第 26 条に定める顕著な業績に対する表彰については、この規約の定めるところによる。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰は次の 5 種類の賞を授与して行う。

- (1) 学会賞 賞状、賞牌および副賞
- (2) 研究賞 賞状、賞牌および副賞
- (3) 技術賞 賞状、賞牌および副賞
- (4) 奨励賞 賞状、賞牌および副賞
- (5) 功労賞 (田中賞) 賞状および賞牌

副賞については別に定めるところによる。

(学会賞)

第 3 条 学会賞は、塩および海水等の科学技術に関連する学術および技術の発展に多大な貢献をした者に授与する。

(研究賞)

第 4 条 研究賞は、塩および海水等の科学技術に関する顕著な研究業績のあった者に授与する。

(技術賞)

第 5 条 技術賞は、塩および海水等の開発利用に関する発明考案、技術改良指導に顕著な業績のあった者に授与する。

与する。

(奨励賞)

第6条 奨励賞は、若手研究者で塩および海水等の科学技術に関する顕著な研究業績のあった者に授与する。

(功労賞)

第7条 功労賞（田中賞）は、塩および海水等に関する科学技術の進歩発展に貢献した者、および本学会に特別に功績があった者に授与する。

(表彰の件数)

第8条 表彰の件数は次の通り定める。

- (1) 学会賞 若干名
- (2) 研究賞 若干名
- (3) 技術賞 若干名
- (4) 奨励賞 若干名
- (5) 功労賞（田中賞） 若干名

(受賞候補者の資格)

第9条 受賞候補者は、次の各項の1に該当する資格を有する者でなければならない。

- 2 本会会員である団体または個人
- 3 本会との共同研究の業績を有し、かつ会員3名以上の推薦を受けた会員以外の団体または個人
- 4 その他理事会において適当と認めた団体または個人

(表彰審査委員会)

第10条 受賞者選考のため次の委員会をおく。

2 表彰審査委員会

(委員会の職務)

第11条 委員会は、会長より付託のあった受賞者の選考に当たる。

(構成)

第12条 委員会は委員長1名、委員若干名をおく。

(委員の委嘱)

第13条 会長は、副会長に委員長を委嘱する。

- 2 委員長は、理事会の推薦を考慮して、会員より委員を委嘱する。

(委員の補充)

第14条 委員に欠員を生じたときは、会長は理事会の推薦により補充することができる。

(委員および委員長の任期)

第15条 委員の任期は2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員長の任期は2カ年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補充による委員長および委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第16条 委員会は必要に応じ、随時委員長が召集する。

- 2 委員長が欠席したときは、その都度出席委員のうちから委員長代理を選任する。

- 3 前項の場合は、議決事項について委員長の承認を得るものとする。

(受賞候補者の推薦)

第17条 会員は別紙様式により毎年12月末日までに受賞候補者を推薦する。

- 2 理事(総務)は前項の推薦に基づき、受賞候補者名簿を毎年1月末日までに作成し、会長に提出する。

- 3 会長は前項の名簿および第9条第3項ならびに第4項に基づき、推薦された受賞候補者名簿を委員会に提出する。

(受賞者の決定)

第18条 委員会は第17条第3項の受賞候補者を審議し、それぞれの賞の受賞者を決定する。

- 2 委員長は前項の結果を会長に報告し、承認を得る。

(選考の結果)

第19条 会長は前条の結果を評議員会に報告する。

(賞の授与)

第20条 賞の授与は毎年本会の通常総会の席上において行う。

(その他)

第21条 化学会等への受賞候補者の推薦は、本規約に準じて行う。

付則

この規約は評議員会の議決のあった日から施行する。

(平成27年6月改訂)

支 部 規 約

(総 則)

第1条 会則第27条に定める支部の運営は、会則によるほかこの規約の定めるところによる。

(目 的)

第2条 支部は、本会の事業計画に基づいて支部事業を行うことにより、地域活力の活用をはかる。

(支部規則)

第3条 支部は、理事会の承認を得て支部規則を定める。支部規則を変更しようとするときは、理事会および評議員会の審議を経て総会の議決を得なければならない。

- 2 支部規則には、次の事項を定める。

- (1) 支部の名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 支部会員の在住地域
- (4) 支部役員およびその職務
- (5) 支部会務の協議・執行体制
- (6) 支部事業
- (7) 支部会計およびその執行・監査体制
- (8) 寄付の処理

(支部会員)

第4条 支部会員は、本会の会員でなければならない。

(支部役員)

第5条 支部役員は、本会役員および支部会員の中から、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 2 支部役員の任期は2カ年とする。ただし再任を妨げない。なお、必要に応じて補充したときの後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(支部事業)

第6条 支部は、年度末までに次年度の支部事業計画を理事会に提出し、承認を得る。

- 2 支部事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を得る。ただしやむを得ない事由のため会長が認めるときは、事後報告をもって代えることができる。

- 3 支部は、年度末から1カ月以内に前年度の支部事業報告を、理事会に提出する。

(支部会計)

第7条 支部は、年度末までに次年度の支部収支予算を理事会に提出し、承認を得る。

- 2 支部収支予算を変更しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を得る。ただしやむを得ない事由のため会長が認めるときは、事後報告をもって代えることができる。

- 3 支部は、年度末から1カ月以内に前年度の収支決算報告および支部監査報告を、理事会に提出する。

(寄付)

第8条 支部に対する金品の寄付の処理は、会則第39条の定めるところによる。ただしあらかじめ理事会が認めた特定の支部事業に対する寄付は、理事会の承認を得たものとして支部が受領することができる。

- 2 支部が受領した寄付は、前条の支部会計で処理する。

(支部の設置・解散)

第9条 支部を設置または解散するときは理事会、評議員会の審議を経て総会で議決する。

付 則

- 1 この規約は総会の議決のあった日から施行する。
- 2 支部設置当初の支部役員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、支部設置時の本会役員の残任期間とする。

(平成19年6月改訂)

編集委員会規約

(目的)

第1条 編集委員会（以下「委員会」という）は、会誌の編集およびこれに関連する事項を行う。

(職務)

第2条 委員会は会誌の発行に関する企画ならびに掲載する報文その他の受理、審査、採択決定および編集に関する事項を担当する。

(構成)

第3条 委員会は委員長1名、副委員長若干名、幹事若干名および委員をもって構成する。

(委員長の委嘱)

第4条 委員長は理事(編集)の中から、会長がこれを委嘱する。

(委員長の職務)

第5条 委員長は委員会を招集し、委員会の議長となり、かつ編集業務を統括する。

(副委員長、幹事および委員の委嘱)

第6条 副委員長、幹事および委員は会員中より会長がこれを委嘱する。

(審査員の委嘱)

第7条 委員長は審査員を委嘱する。ただし、委員長が投稿者の場合は、副委員長がこれを代行する。

(委員長等の任期)

第8条 委員長、副委員長、幹事および委員の任期は2カ年とする。ただし再任を妨げない。なお、必要に応じて補充したときの後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第9条 委員会は原則として、年3回以上委員長が召集する。

第10条 委員長が欠席したときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

付 則

この規約は総会の議決のあった日から施行する。

(平成22年6月改訂)

研究会規約

(総則)

第1条 会則第28条に定める研究会の運営は、会則によるほかこの規約の定めるところによる。

(目的)

第2条 研究会は、本会の目的に基づいて研究会活動を行うことにより、研究活動の活性化をはかる。

(研究委員会)

第3条 各研究会との相互調整を行い、研究会活動の活性化をはかるために研究委員会をおく。

(研究委員会の構成)

第4条 委員会は委員長1名、副委員長および委員若干名をもって構成する。

(委員長の委嘱)

第5条 委員長は理事(研究)または各研究会の代表より会長がこれを委嘱する。

(副委員長および委員の委嘱)

第6条 副委員長および委員は各研究会の代表および代表が指名する研究会員1名に会長がこれを委嘱する。

(委員長等の任期)

第7条 委員長、副委員長および委員の任期は2カ年とする。ただし再任を妨げない。なお、必要に応じて補充したときの後任者の任期は前任者の残任期間とする。

2 補充による委員、委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究会活動)

第8条 研究会は、年度末までに次年度の研究会活動計画を理事会に提出し、承認を得る。

2 研究会活動計画を変更しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を得る。ただしやむを得ない事由のため会長が認めたときは、事後報告をもって代えることができる。

3 研究会は、年度末から1カ月以内に前年度の研究会活動報告を理事会に提出し、承認を得る。

(研究会会計)

第9条 研究会は、年度末までに次年度の研究会収支予算を理事会に提出し、承認を得る。

2 研究会収支予算を変更しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を得る。ただしやむを得ない事由のため会長が認めたときは、事後報告をもって代えることができる。

3 研究会は、年度末から1カ月以内に前年度の研究会

収支決算報告および監査報告を理事会に提出し、承認を得る。

(寄付)

第10条 研究会に対する金品の寄付の処理は、会則第39条の定めるところによる。ただしあらかじめ理事会が認めた特定の研究会活動に対する寄付は、理事会の承認を得たものとして研究会が受領することができる。

2 研究会が受領した寄付は、前条の研究会会計で処理する。

(研究会規則)

第11条 研究会は、必要に応じて研究会規則を定めることができる。

2 研究会規則を定めまたは変更しようとするときは、研究委員会の審議を経て総会の議決を得なければならない。

(研究会の設置・解散)

第12条 研究会を設置または解散するときは理事会および評議員会の審議を経て総会で議決する。

付則

この規約は総会の議決のあった日から施行する。

(平成21年6月改訂)

若手会規約

(総則)

第1条 日本海水学会会則第28条に定める日本海水学会若手会(以下、若手会)の運営は、会則によるほか本規約に定めるところによる。

(目的)

第2条 若手会は、下記の事項の実施により、若手研究者・技術者の活動の活性化をはかることを目的とする。

(1) 学会における若手研究者、技術者の人的、組織的ネットワークの強化

(2) 学会の活動に係わる、多様な専門分野間の技術的交流

(3) 若手会独自の企画による活発な議論の場の提供

(4) 大学および企業の将来の研究テーマを模索するための場の提供

(若手会活動)

第3条 若手会は、年度末までに次年度の若手会活動計画を提出し、理事会の承認を得る。

2 若手会活動計画を変更する場合は、あらかじめ理事会の承認を得る。ただし、やむを得ない事由のため

日本海水学会会長が認めた場合、事後報告をもって代えることができる。

- 3 若手会は、年度末から1ヶ月以内に前年度の若手会活動報告を提出し、理事会の承認を得る。

(若手会役員)

第4条 若手会は役員として、若手会会長1名、若手会幹事若干名および監事2名をおき、幹事のうち1名を会計担当幹事とする。

- 2 会長は、必要に応じて副会長およびアドバイザーを若干名おくことができる。
- 3 会長であったものは元会長とする。

(若手会会計)

第5条 若手会は、年度末までに次年度の若手会収支予算を提出し、理事会の承認を得る。

- 2 若手会収支予算を変更しようとする場合は、あらかじめ理事会の承認を得る。ただし、やむを得ない事由のため日本海水学会会長が認めた場合、事後報告をもって代えることができる。
- 3 若手会は、年度末から1ヶ月以内に前年度の若手会収支決算報告および監査報告を提出し、理事会の承認を得る。

(若手会規則)

第6条 若手会は、必要に応じて若手会規則を定めることができる。

- 2 若手会規則を定めまたは変更しようとする場合は理事会の承認を得る。

付則 本規約は2015年6月4日より実施する。